

鳥取県県土整備部低入札価格審査委員会設置要綱

(設 置)

第1条 鳥取県県土整備部建設工事低入札価格調査制度実施要領に規定する低価格入札に関し、当該入札価格による契約の適否について審査を行うため、低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の種類)

第2条 委員会は次の各号に定める部署にそれぞれ設置するものとする。

- (1) 本庁
- (2) 各県土整備事務所

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号の種類に応じ、当該各号に定める者をもって構成する。

- (1) 本庁の委員会 部長、次長、県土総務課長、技術企画課長、工事を所管する課の課長、鳥取港湾事務所長（鳥取港湾事務所が所管する工事に限る。）、鳥取空港管理事務所長（鳥取空港管理事務所が所管する工事に限る。)
- (2) 各総合事務所県土整備局の委員会 各総合事務所長（日野県土整備局にあっては日野振興センター所長。以下「総合事務所」という。）、局長、副局長、局内の各課長その他総合事務所長の指名する職員

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、本庁の委員会にあっては部長、各総合事務所県土整備局の委員会にあっては総合事務所長、各県土整備事務所にあっては所長の職にある者をもって充てるものとする。

(所掌事務)

第5条 委員会は、次の各号の種類に応じ、当該各号に定める事務を所掌する。

- (1) 本庁の委員会
 - (ア) 本庁が所管する工事において低価格入札が行われた場合における、当該入札者と契約することの適否の審査
 - (イ) 鳥取港湾事務所又は鳥取空港管理事務所が所管する工事において低価格入札が行われた場合における、当該入札者と契約することの適否の審査
 - (ウ) (ア) 又は (イ) の審査の結果、落札者とされなかった者から理由を求められた場合の説明
- (2) 各総合事務所県土整備局の委員会
 - (ア) 総合事務所県土整備局が所管する工事において低価格入札が行われた場合における、当該入札者と契約することの適否の審査
 - (イ) (ア) の審査の結果、落札者とされなかった者から理由を求められた場合の説明

(3) 各県土整備事務所の委員会

(ア) 県土整備事務所が所管する工事において低価格入札が行われた場合における、当該入札者と契約することの適否の審査

(イ) (ア)の審査の結果、落札者とされなかった者から理由を求められた場合の説明

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本庁の委員会にあつては県土総務課、各総合事務所県土整備局及び各県土整備事務所の委員会にあつては各所属の庶務を担当する課に置く。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 委員長が必要と認めるときは、関係する者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

附 則

この要綱は、平成11年6月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年7月14日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から適用する。